

令和6年度 第1回村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会 会議録

会議名	令和6年度 第1回村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会
日時	令和6年7月3日(水) 午後2時00分～午後3時45分
会場	村上市役所4階 大会議室
出席者	<p>【委員等】 野田委員長、関副委員長、川崎委員、佐々木委員、板垣委員、的場委員、木ノ瀬委員、佐藤竹四委員、忠委員、佐藤巧委員、長谷川委員、佐藤克哉委員、佐藤一幸委員、川村委員、木村委員、藤島委員、寺澤オブザーバー ※欠席：齋藤委員、渡辺委員</p> <p>【事務局】 保健医療課：押切課長、船山課長補佐、中川課長補佐、工藤係長、小池主査、寺澤主任 神林支所地域振興課：東海林課長補佐 朝日支所地域振興課：田嶋課長補佐 山北支所地域振興課：五十嵐課長補佐</p>

議 事 録

- 1 開会
 - ・委員18名中16名の出席により会議が成立している旨の報告
- 2 挨拶
 - ・委員長挨拶
 - ・副市長挨拶
- 3 諮問
 - ・委員長に副市長から諮問書を手交

(副市長退席)
- 4 協議題
 - ・委員長による進行
 - (1) 村上市の自殺の現状について
 - (2) 村上市自殺対策行動計画の評価項目進捗状況について
各関係課、関係機関における取組について
 - ・資料1及び資料2-1により事務局から説明

委員長：皆さんから御質問があれば、お願いいたします。

(特になし)

委員長：それでは、資料2-2についての説明を事務局からお願いいたします。

- ・資料2-2について事務局から説明

委員長：何か疑問に思ったことや、ここを変えていただきたいということがあれば、皆さんから出していただきたいと思います。

No.50のNPO法人自殺防止ネットワーク風の友引ホットラインのところで、過去には7寺院が参加してくれていましたが、高齢で対応できないということで6寺院となりましたので、訂正をお願いします。

委員長：ほかにないようでしたら、各団体からお集まりいただきましたので、それぞれの取組を御紹介いただきたいと思います。

オブザーバー：保健所の事業は、これまでと大きく変わっていません。No.18の市内事業者向けの研修を行っていますし、No.26とNo.39の啓発活動につきましては、イベントなどでの啓発活動のほか、月間に合わせて商工会議所ニュースに記事を掲載していただきました。No.51のこころの相談ダイヤルによる電話相談に関しては、今後SNSを活用した相談も実施する予定となっています。No.58の関係では、村上総合病院から自殺未遂者が受診した際に連絡をいただく体制をとっていますが、昨年度は実績がありませんでした。No.80の若年者支援としては、自傷行為への理解を深めるための講義や事例検討などを行っています。No.119の関係では、弁護士会、社会福祉協議会、ハローワークの皆様にご協力いただき、くらしとこころの総合相談会を開催しています。今年度は9月と11月に開催する予定です。No.125の働き盛り世代への支援として、雇用主や衛生管理者を主な対象とした研修会を開催しました。今年度は10月に開催する予定としています。

委員：No.27ですが、自殺対策推進月間において警察施設に広報用ポスターを掲示し、警察職員や来庁者への周知を図っています。No.12とNo.61につきましては、昨年度の取組はありませんでしたが、今後も協力していけるところは実施していきたいと考えています。

委員：関係する項目はNo.106になりますが、ハローワークに相談にいらっしゃった方で生活に困っているという話があった場合には、社会福祉協議会につなぎ、対応していただいています。

委員：No.81のSOSミニレターにつきましては、6月上旬から中旬にかけて全国で実施される事業です。管内の小中学校、特別支援学校、中等教育学校を訪問し、全員にチラシを配付してもらうようお願いしています。子どもたちが困っていること、悩んでいることを書いて投函しますが、書いた内容が分からないように手紙形式の封書にして、切手を貼らずに投函できるようになっています。投函したものは、法務局を通じて人権擁護委員に届きます。委員が返事を書き、それを法務局が確認して返信することになります。深刻な内容であれば、法務局職員と人権擁護委員が対応します。学校名が書かれていれば、学校を訪問して内容を確認したり、対応をお願いしたりします。昨年度は7件あり、小学生が7件、中学生が0件でした。最近、深刻な内容のものはほとんどなく、学校でちょっと嫌なことをされたなどという内容が多いようです。また、返事をする際には、「何か相談したいことがあれば、また書いてきてください。」という添え書きをしています。

委員：働いている方への支援として、メンタルヘルスの面からも、企業には産業医を活用していただきたいと思います。また、全国的には小中高生の女子の自殺が増えており、学業不振や家庭の問題などが大きな原因となっています。自傷行為に関しては、リストカットのほか、風邪薬の多量服薬が非常に多く見られるようにな

りました。学業のこともあり、カフェイン中毒のお子さんがいらっしや、それが後々入院につながっていくということもあります。中毒症状による入院が後々の自殺につながるおそれもありますので、注意をお願いします。そのほか、介護従事者が疲弊しており、受診する割合が高くなっています。福祉関係の職員も多く、いかにサポートしていくかが課題となっています。子どもたちのお世話をする方々のメンタルケアも含め、支援が重要になってくると思います。

委員：商工会議所では、くらしとこころの総合相談会のチラシを事業所にお配りしたり、保健所から原稿をいただいて商工会議所ニュースに掲載するなどの取組を行っています。また、最近の円安や物価高騰で、自分の店の商品やサービスに価格転嫁できずに悩んでいる事業者もおられますので、現状に目を向けながら取り組んでいきたいと思っています。

委員：私たちの主な活動は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯への訪問です。専門の知識があるわけではありませんので、相談があった場合の各関係機関へのつなぎ役として活動しています。各地域に民生委員がおり、心配事があれば関係機関につなぐという内容のPRチラシを持って訪問しています。

委員：No.20とNo.117のとおり、職員に対してゲートキーパー養成講座の受講を勧奨しています。社会福祉協議会では、個人への支援や地域の居場所づくりなどを行っており、自殺予防の知識を職員に習得してもらうため、今後も受講を勧奨していきたいと考えています。また、在宅の介護サービスも行っていますが、本人だけでなく、介護されている家族の異変にも気付けるよう、職員には知識を蓄えてほしいと思っています。

委員：今月30日に区長会連絡協議会の総会が行われますので、今日の資料を活用して、それぞれの地域で早期発見できるような取組を考えていただくよう、お話ししたいと思っています。

委員長：全国組織の相談窓口となって10年が過ぎましたが、最近問題となっているのは、特殊詐欺でだまされた老人が自殺するというケースです。責任を感じ、自分の居場所をなくして自殺してしまうというもので、だますのは未成年が多いです。千葉県にいる理事長は、そういう電話を受けて大変困惑していました。私が受けるのは、うつの人からの電話が多いです。長く患っていると、家族も疲弊してしまいます。第三者が話を聞くことで、その人たちは救われますし、関係を切らないように、「何かあったら電話してください。」と伝えています。

委員：令和4年度には1,400件ほどであった相談件数が、昨年度は2,790件に増加し、年間を通して多くの相談がありました。年代としては、10歳代から80歳代まで幅広く、年代が幅広いということは相談内容も幅広いということになりますが、それに対応させていただいています。ほんの些細なことでも、本人としてはものすごく悩んでいるという捉えが必要なのだと思いながら対応させていただいているところです。また、令和4年度は福祉サービス事業所との連携が多かったのですが、昨年度は市町村との連携が多かったです。これは、相談する人によって、つなぐところが全く違ってくるということです。相談内容については、村上市の問題とほぼ一致しており、健康、家庭、経済、勤務問題、そして先ほどお話が出ましたが、詐欺というのもあります。自分を責めて自殺に至ってしまう例もありますので、誰がなってもおかしくないものだと捉えていかなければならないと思っています。そして、今若者の自殺が取り上げられるようになっています

が、子どもたちは衝動的で、死亡する率が大人よりも高いといわれています。そのようなことも意識して取り組むことが大切であると考えています。

委員：弁護士会では「キッズジュニア相談」という窓口を設けており、無料で電話相談ができるという取組を行っています。また、市内で弁護士が活動しているということが、一つの自殺対策になっているのではないかと考えています。自殺の原因となった動機として、家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題が挙げられていましたが、このうち健康問題を除くものには法的な問題が絡んでいる場合が多く、弁護士がお手伝いできる部分があります。しかし、悩みを持っている方が直接弁護士事務所に相談の予約を入れるというのはごくわずかで、社会福祉協議会や市役所からつないでいただいているケースが多い状況です。今日お話をした特殊詐欺であれば、おそらく最初は、警察、地元の民生委員や人権擁護委員の方、あるいは医療機関に相談されているのではないかとと思いますが、そこから先につなぐルートがまだまだ細いのではないかと感じており、是非おつなぎいただければと思います。逆に、おつなぎしたいケースもたくさんありますが、つないだら何をしてもらえるのか、どうやってつないだらよいのか、実際につないだらその後どうなるのかが分かると、安心してつなぐことができると思いますし、連携を密にするためにも、それぞれの機関ができる支援を披露し、学び合えるような機会を設けてはいかかかと思えます。

委員：福祉課では、総合相談窓口を設けており、受け付けた相談を市役所各課、関係機関につなぐ業務を行っているほか、障がい者に対する福祉サービス、生活保護関係業務を行っています。また、生活困窮者自立支援事業については、社会福祉協議会に委託して実施しているところです。

委員：介護高齢課では、高齢者に対するサービスを通じて、高齢者の悩みの軽減、解消などに努めているところです。また、老人クラブへの支援も行っていますが、なかなか新しい会員が入らず、会員の高齢化が進んでいます。また、コロナ禍で活動を休止し、その後再開に至らないというケースも見受けられる状況となっています。

委員：基本施策の「SOSの出し方に関するモデル授業の実施」の目標値は「全中学校が実施」となっていますが、小学校5年生以上の全学年で実施するよう各学校にお願いしています。昨年度は、小中合わせて自傷行為の報告が23件ありましたが、そのうち小学校からの報告が7件でした。低年齢化の傾向があることから、早めに始めた方がよいということで、小学校5年生以上で実施することとしました。また、上越教育大学と連携して、市内の全小中学校の児童生徒にアンケートを行い、リスクのある子を早期に発見して対応しようという取組も行っているところです。

委員：消防本部では、行為をされた方の救命活動を行うこととなります。適切な処置、適切な搬送に努めていますし、そのために必要となる専門的知識、技術を持った救急救命士の養成を継続して行っているところです。また、専門的知識を持つ職員を中心とした研修会や医師を交えた検証会を行うことで、自殺対策も含め、全体的なレベルアップを図っています。

委員長：ありがとうございました。お互いに何ができて、どうつなげばよいのかを知ることが大事なことだと思います。今後整理して、まとめていければと思います。それでは、各委員に質問があれば、お願いしたいと思います。

委員：法律が関係するような相談の場合、大体法テラスを紹介しているのですが、村上市ではどのようにすればよいのか、また、相談される方はお金のことを心配されますが、どのように説明すればよいのかを教えてください。

委員：新潟県弁護士会ではスキームを用意しており、弁護士・支援者ホットラインという制度があります。これは、相談を受けた支援者の方から弁護士相談を申し込んでいただくという仕組みです。御本人に相談料の負担がかからないようにするという制度で、利用するには二つのルートがあります。一つは法テラスに電話をして、弁護士・支援者ホットラインを利用したい旨を伝える方法で、もう一つは直接弁護士に連絡して、その弁護士が申し込むという方法です。村上市の場合は、私の事務所に直接連絡していただければ、私が弁護士・支援者ホットラインの利用を申し込みます。もちろん、その後依頼することになれば、別途費用が発生しますが、まずお話を聞いてみなければ何も始まりません。入口として弁護士・支援者ホットラインを利用していただくことで相談料の負担がなくなりますので、是非活用していただければと思います。その場合をお願いしたいのは、支援者の方も一緒に相談にお出でいただきたいということです。相談にも寄り添っていただくことで、本人からのお話も聞きやすいですし、弁護士に相談したらどうなるのかを知っていただけるのではないかと思います。

委員：診察に来られる方たちから、声をかけてくださる方々が少なくなり、外に出る機会がなくなったという話を聞きます。例えば、民生委員の方につなげようとするときに、どこにつなげばよいのか分かりません。民生委員の方の担当エリアが分かるものはあるでしょうか。組織によって担当するエリアが異なることもありますので、それが分かると連携しやすいと思います。

委員：荒川地域、神林地域、朝日地域、山北地域については、各支所に照会していただければよろしいかと思います。村上市域は三つの地区に分かれています。福祉課又は社会福祉協議会に照会していただければと思います。

(3) 村上市自殺対策行動計画（第2次）の策定について

- ・資料3-1及び資料3-1により事務局から説明

委員長：御質問があればお願いします。

委員：資料3-1の基本方針についてですが、大綱の基本方針と連動しているということでしょうか、

事務局：はい、大綱を踏まえたものです。

委員：四角の中の基本方針の表現とその下の説明の見出しの表現が異なっています。あえてそうしているのでしょうか、それともどちらかに合わせるようになるのでしょうか。

事務局：説明の見出しの表現に統一したいと思います。

委員：私もそのようにした方がよいと思います。その方が分かりやすいと思います。

委員長：ほかに質問はないようですので、進行を事務局に戻したいと思います。

5 その他

事務局：第2回委員会につきまして、10月上旬に開催するという説明をさせていただきましたが、10月8日に開催したいと考えています。また、素案の作成に時間がかかることも考えられます。その場合には11月5日に開催したいと思います。御予定くださるようお願いいたします。また、7月31日で委員の任期が満了となりますが、引き続きお引き受けいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

6 閉会

- ・副委員長挨拶